

高額な外来診療を受ける方へ

「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが自己負担限度額にとどめられます

これまでの高額療養費制度では、高額な外来診療を受けたとき、1か月あたりの窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったん全額を支払っていただき、後日、自己負担限度額を超えた分をお返ししていました。

4月1日からは、「認定証(※1)」や「高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」を医療機関などに提示すれば、自己負担限度額を超える分を支払う必要がなくなりました。

※1：限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

- 保険薬局、指定訪問看護事業者でも同様の取扱いを受けることができます。
- この制度は、医療機関ごとに利用できます。複数の医療機関にかかる場合や、家族分の医療費を合算する場合は、これまでどおり対象者には、市から高額療養費の申請書を送付します。
- 当分の間、この取扱いができない医療機関があります。ご了承ください。

手続き・申請方法

認定証は、事前に申請して交付を受ける必要があります。市役所1階市民課窓口で申請してください。

国民健康保険税に未納がある場合は、認定証を交付することができません。

受診する方	事前の手続き	病院・薬局などで提示するもの
70歳未満の方	市役所1階市民課窓口で申請をしてください。	被保険者証・認定証
70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯の方	※「国民健康保険被保険者証」または「後期高齢者医療被保険者証」を持参してください。	被保険者証・高齢受給者証・認定証
75歳以上の住民税非課税世帯の方		後期高齢者医療被保険者証・認定証
70歳以上75歳未満の住民税課税世帯の方	申請の必要はありません。	被保険者証・高齢受給者証
75歳以上の住民税課税世帯の方	申請の必要はありません。	後期高齢者医療被保険者証

医療保険者が認定証を発行します

市役所で発行できる認定証は、羽村市国民健康保険に加入している方および後期高齢者医療制度に加入している方に限ります。

会社の健康保険などに加入している方は、市役所ではなく健康保険などの保険者に相談してください。

認定証を持っていない場合でも高額療養費の申請ができます

認定証を持っていない場合でも、いったん医療機関などに医療費を支払っていただき、後日、市役所から郵送される高額療養費の支給申請書を提出することで、これまでどおり高額療養費を受取ることができます。

問合せ 市民課保険係／市民課高齢医療・年金係

羽村にぎわい商品券 利用はお早めに！

羽村にぎわい商品券は、市内の経済・商業などの活性化や、市民の皆さんの消費生活の一助とするため、羽村市商工会が発行しました。

2月に発行した、羽村にぎわい商品券の使用期限は、7月31日(火)までです。期限を過ぎた場合、利用することができなくなります。早めに利用してください。



■ 市内約430の取扱い加盟店で利用可能です ■

取扱い加盟店は、市内の小売店、飲食店、理美容店、スーパー、建設工事関係、歯科医院や自動車修理など、さまざまです。

また、商品券を利用することでサービスや特典のある商店などもあります。詳しくは、羽村市商工会ホームページをご覧ください。

問合せ 羽村市商工会 ☎ 555-6211 / 産業課経済対策係

平成24年地価公示

国土交通省から、平成24年地価公示が発表されました。土地取引が見込まれる各地域で標準的な使われ方をしてい

る土地（標準地）を選んで、その適正な土地価格を毎年公表しています。

■地価公示の役割

○土地を売買するときの目安

○不動産鑑定士が鑑定評価を行う場合や、国や自治体が公共用地を買う場合の規準

問合せ 土木課庶務係

■平成24年地価公示

標準地の所在 (住居表示)	標準地の1㎡あたりの価格	対前年比 (変動率)
羽中 3-10-12	127,000 円	▲1.6%
小作台 5-20-2	179,000 円	▲0.6%
富士見平 1-8-15	142,000 円	▲1.4%
羽西 3-3-28	135,000 円	▲1.5%
川崎 3-6-14	137,000 円	▲1.4%
羽中 1-6-47	135,000 円	▲1.5%
緑ヶ丘 5-10-40	161,000 円	▲1.2%
双葉町 2-13-38	120,000 円	▲1.6%
羽字玉川附 690-62	93,300 円	▲1.6%
緑ヶ丘 1-14-4	174,000 円	▲1.7%
栄町 3-5-1 外	69,900 円	▲2.8%

※国土交通省ホームページでも公表しています。

第五次

羽村市長期総合計画のダイジェスト版を配布

広報はむら 4月15日号と一緒に、第五次羽村市長期総合計画のダイジェスト版を配布しました。

本編は市役所3階企画政策課・市役所1階市政情報コーナー・図書館または市ホームページでご覧いただけます。

問合せ 企画政策課企画政策担当



羽村市職員人事

(平成24年4月1日現在) *管理職のみ

◎：昇任 ()：前職

部長

企画総務部長：桜沢修（企画部長）／財務部長：◎小作貴治（企画部統括課長・企画部財政課長）／市民生活部長：宮崎長寿（市民部長）／子ども家庭部長：並木勲（産業環境部参事・西多摩衛生組合派遣）／水道事務所長：小林宏子（企画部参事）／会計管理者：小林健朗（水道事務所長）／生涯学習部長：井上雅彦（子ども家庭部長）／産業環境部参事（西多摩衛生組合派遣）：◎加藤秀樹（福祉健康部統括課長・福祉健康部障害福祉課長）

統括課長
福祉健康部統括課長（高齢福祉介護課長）：◎小机良博（市民部保険年金課長）／生涯学習部統括課長（生涯学習総務課長）：◎市川康浩（教育部教育総務課長）／選挙管理委員会事務局長：平井成泰（教育部統括課長・図書館長）／福祉健康部統括課長（福生病院組合派遣）：◎小林秀治（福祉健康部主幹・福生病院組合派遣）

課長

企画総務部総務課長：◎小山和茂（総務部庶務課長補

佐・庶務文書係長）／企画総務部経営管理課長：田中智文（総務部庶務課長）／企画総務部職員課長：森谷誠（水道事務所水道課長）／財務部財政課長：◎高橋誠（企画部企画課長補佐・企画担当主査）／財務部課税課長：◎吉岡隆宏（市民部課税課長補佐・資産税係長）／財務部納税課長：島田裕樹（総務部生活安全課長）／市民生活部危機管理課長：伊藤文隆（総務部職員課長）／市民生活部防災安全課長：中野秀之（福祉健康部高齢福祉介護課長）／福祉健康部社会福祉課長：笠井宏泰（福祉健康部主幹・社会福祉協議会派遣）／福祉健康部障害福祉課長：島田由則（市民部課税課長）／建設部土木課長：本橋正規（建設部施設保全調整担当主幹）／水道事務所水道課長：◎加藤純（市民部保険年金課長補佐・保険係長）／生涯学習部国体推進室長：郷良則（市民部納税課長）／生涯学習部図書館長：◎大野直敬（建設部建築課長補佐・維持管理係長）／生涯学習部郷土博物館長：田中祐子（教育部生涯学習課長）／福祉健康部主幹（社会福祉協議会派遣）：◎指田寿也（企画部企画課長補佐・企画担当主査）／生涯学習部教育相談室長：中山晴義（東京都教育委員会）

問合せ 職員課人事研修係